

平成28年6月

津市の獣害対策の取組

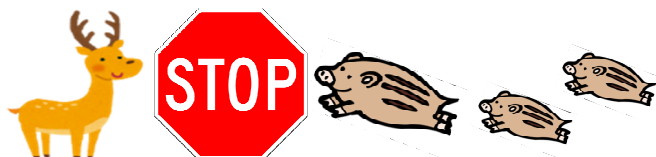
～Vol.11～

平成28年度から 全ての農地を対象に
新たな「防護柵補助制度」をスタート

農産物鳥獣害対策事業	小規模農地鳥獣害防止事業
補助要件を緩和！	新たな制度を新設
農業振興地域内の優良農地 (受益戸数2戸以上ある一団の農地) 従来の補助要件である 1ha 以上の受益面積 を 0.5ha 以上に緩和(中山間は 0.3ha 以上)	小規模農地 (農業振興地域内外を問わず耕作可能な農地) 原則、受益農家の戸数設定、面積設定、農用 地設定を設けず、防護柵の設置を支援 ただし、 <u>水稻、大豆、麦等を耕作する場合で、 一体的に防護することで効果が発揮されると認められるときは、2戸以上。</u>
資機材の1/2補助	資機材の1/2補助
上限100万円	上限8万円

補助はどちらかを選択

申請方法	農林水産政策課若しくは各総合支所地域振興課の窓口で申請書類一式をお受け取りいただき、下記の時期に申請してください。
必要書類	申請書、設置前現況写真、見積書の写、事業実施箇所の位置図、同意書（申請者以外の土地に設置する場合）
申請場所	農林水産政策課若しくは各総合支所地域振興課
申請期間	毎年度2月末まで
その他	3月末までに事業を完了し実績報告をすること。 <u>予算内での対応となりますので、申請が予算額を超える場合は調整し、交付の有無を決定させていただきます。</u>



*** 問い合わせ先 ***

農林水産政策課 電話 229-3238
各総合支所